

8水漁第844号
令和8年10月20日

各都道府県水産主務部長及び関係機関の長（別記参照） 殿

水産庁長官

漁業経営維持安定資金の貸付利率及び利子補給率について

このことについて、別添写しのとおり関係団体の長宛に通知したので、御了知願いたい。

別記

北海道水産主務部長
 青森県水産主務部長
 岩手県水産主務部長
 宮城県水産主務部長
 秋田県水産主務部長
 山形県水産主務部長
 福島県水産主務部長
 茨城県水産主務部長
 栃木県水産主務部長
 群馬県水産主務部長
 埼玉県水産主務部長
 千葉県水産主務部長
 東京都水産主務部長
 神奈川県水産主務部長
 新潟県水産主務部長
 富山県水産主務部長
 石川県水産主務部長
 福井県水産主務部長
 山梨県水産主務部長
 長野県水産主務部長
 岐阜県水産主務部長
 静岡県水産主務部長
 愛知県水産主務部長
 三重県水産主務部長
 滋賀県水産主務部長
 京都府水産主務部長
 大阪府水産主務部長
 兵庫県水産主務部長
 奈良県水産主務部長
 和歌山県水産主務部長
 鳥取県水産主務部長
 島根県水産主務部長
 岡山県水産主務部長
 広島県水産主務部長
 山口県水産主務部長
 徳島県水産主務部長
 香川県水産主務部長
 愛媛県水産主務部長
 高知県水産主務部長
 福岡県水産主務部長
 佐賀県水産主務部長
 長崎県水産主務部長
 熊本県水産主務部長
 大分県水産主務部長
 宮崎県水産主務部長
 鹿児島県水産主務部長
 沖縄県水産主務部長

株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁
 沖縄振興開発金融公庫理事長
 農林中央金庫理事長
 一般社団法人全国銀行協会会長
 一般社団法人全国地方銀行協会会長
 一般社団法人第二地方銀行協会会長
 一般社団法人全国信用金庫協会会長
 一般社団法人全国信用組合中央協会会長
 全国漁業信用基金協会理事長
 宮城県漁業信用基金協会理事長
 長崎県漁業信用基金協会理事長
 全国遠洋沖合漁業信用基金協会理事長
 独立行政法人農林漁業信用基金理事長
 一般社団法人大日本水産会会長
 公益財団法人農林水産長期金融協会理事長

8 水漁第 844 号
令和 8 年 10 月 20 日

関係団体の長（別記参照） 殿

水産庁長官

漁業経営維持安定資金の貸付利率及び利子補給率について

このことについて、「水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について」（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第 3 の 2－1－（3）の（2）のウの（ウ）及び第 3 の 2－1－（3）の（3）のイに基づく漁業経営維持安定資金の貸付利率及び利子補給率については、別表のとおりとしたため、事業の適正な実施を図られたい。

(別表)

○ 水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第 3 の 2－1－（3）の（2）のウの（ウ）に基づく貸付利率

区分	貸付利率
令和 8 年 9 月 18 日以降令和 8 年 10 月 19 日以前に貸し付けられた資金	年 3. 7 5 %以内

区分	貸付利率
令和 8 年 10 月 20 日以降に貸し付けられた資金	年 3. 8 5 %以内

○ 水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第 3 の 2－1－（3）の（3）のイに基づく利子補給率

区分	利子補給率
平成 31 年 4 月 1 日以降の利子補給承認に係る融資分	年 0. 8 0 %

別記

全国漁業協同組合連合会会長

一般社団法人日本トロール底魚協会会長

日本かつお・まぐろ漁業協同組合代表理事組合長